

茨城県内で調理業務に従事している「調理師免許」をお持ちの皆様へ

茨城県

飲食店等で調理の業務に従事する調理師は、 調理師業務従事者届の提出が義務付けられています。

調理師法第5条の2により、2年ごとに知事に届け出ることが義務付けられています。
令和4年12月31日現在の状況を、令和5年1月15日までに提出してください。

◎ 届出の必要な調理師

令和4年12月31日現在、調理師免許を有し、茨城県内の次の施設または営業で、調理の業務に従事されている方。(パート・アルバイトの方も含まれます。また、他県の派遣会社等から、茨城県内の次の施設に派遣され調理の業務に従事している調理師も、茨城県に就業届を提出してください。)

※届出対象の調理師がいらっしゃらない場合、届出の必要はございません。

業務従事場所	施設の具体例
1. 寄宿舍	社員寮、学生寮等
2. 学校	幼稚園、小・中学校(学校給食センター含む)、高等学校、専修学校等
3. 病院	病院
4. 事業所	会社、工場、事業場、官公署等の食堂等
5. 社会福祉施設	老人福祉施設、障害者施設、保育所等児童福祉施設、保護施設等
6. 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7. 矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等
8. 飲食店営業	飲食店、仕出し・弁当、旅館、ホテル等
9. 魚介類販売業	
10. そうざい製造業	
11. 複合型そうざい製造業	
12. その他	上記に該当しない施設、自衛隊、一般給食センター等

◎ 届出の方法

別紙の「調理師業務従事者届」に、令和5年1月15日までに、(公社)茨城県食品衛生協会に郵送、FAX 又は電子メールで送信してください。(FAX 番号、電子メールアドレスをお間違いのないようご注意ください。)

<電子メールで届出される方>

(公社)茨城県食品衛生協会ホームページ (<http://www.ib-syoku.jp/>) に掲載の様式をご利用ください。

◆届出先・問い合わせ先

公益社団法人 茨城県食品衛生協会 (指定届出受理機関)
住 所：〒310-0852 水戸市笠原町600-44
T E L：029-241-9511
F A X：029-241-8372
電子メール：ibsyoku2@pluto.plala.or.jp
ホームページ：<http://www.ib-syoku.jp/>

◎調理師業務従事者届出についての県の問い合わせ先

保健所等名	連絡先
中央保健所衛生課 (〒310-0852 水戸市笠原町993-2)	TEL:029-243-9437
ひたちなか保健所衛生課 (〒312-0005 ひたちなか市新光町95)	TEL:029-265-5645
ひたちなか保健所常陸大宮支所 (〒319-2251 常陸大宮市姥賀町2978-1)	TEL:0295-52-1157
日立保健所衛生課 (〒317-0065 日立市助川町2-6-15)	TEL:0294-22-4190
潮来保健所衛生課 (〒311-2422 潮来市大洲1446-1)	TEL:0299-66-2116
潮来保健所銚田支所 (〒311-1517 銚田市銚田1367-3)	TEL:0291-33-2158
竜ヶ崎保健所衛生課 (〒301-0822 龍ヶ崎市2983-1)	TEL:0297-62-2163
土浦保健所衛生課 (〒300-0812 土浦市下高津2-7-46)	TEL:029-821-5364
つくば保健所衛生課 (〒305-0035 つくば市松代4-27)	TEL:029-851-9295
筑西保健所衛生課 (〒308-0841 筑西市二木成615 筑西合同庁舎内)	TEL:0296-24-3913
古河保健所衛生課 (〒306-0005 古河市北町6-22)	TEL:0280-32-3023
保健医療部生活衛生課 (〒310-0855 水戸市笠原町978-6)	TEL:029-301-3424